

**長野県告示第87号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人社団恵樹会 望月整形外科・メンタルクリニック	松本市中央1-4-17	令和6年2月1日
医療法人ユーインユーインケアクリニック	松本市井川城2-5-2ユーイン井川城1階	令和6年2月1日
訪問看護ステーションわか葉	飯田市松尾寺所7051	令和6年2月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第88号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和6年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人社団 御代田中央記念病院 北佐久郡御代田町御代田4107-40	医療法人社団 軽井沢西部総合病院 北佐久郡御代田町御代田4107-40	令和5年10月6日

保健・疾病対策課

**長野県告示第89号**

令和5年長野県告示第578号により土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の一部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和6年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 指定を解除する形質変更時要届出区域  
別図に示す区域（別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課に備え置いて縦覧に供します。）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

水大気環境課

**長野県告示第90号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
池田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6年1月20日から  
令和11年3月31日まで
- 4 事業地  
変更なし

生活排水課



## 公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和6年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和6年2月5日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
  - (1) 小山 雄三  
二級建築士 長野第7335号
  - (2) 窪田 一徳  
二級建築士 長野第3067号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課